

印西市都市マスタープラン策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 印西市都市マスタープラン(都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条の2第1項に規定する市の都市計画に関する基本的な方針をいう。以下同じ。)を策定するため、印西市都市マスタープラン策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、印西市都市マスタープランの策定に関し、検討及び協議を行う。

(委員)

第3条 策定委員会は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 印西市都市マスタープランの策定に関し知識経験を有する者
- (2) 関係団体に属する者
- (3) 市民
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、印西市都市マスタープランの策定が完了するまでとする。

(会長等)

第5条 策定委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会は、会長が招集し、議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、都市計画課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和元年6月1日から施行する。

(失効)

2 この告示は、印西市都市マスタープランを策定した日をもって、その効力を失う。